



無電柱化の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第百十二号)

第一章 総則 第四条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

第一章 総則 第六条（国民の努力）

国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 無電柱化推進計画等 第八条

(都道府県無電柱化推進計画等)

第2項

市町村は、無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての「市町村無電柱化推進計画」を定めるよう努めなければならない。

第三章 無電柱化の推進に関する施策 第九条

(国民の理解及び関心の増進)

国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 無電柱化の推進に関する施策 第十条

(無電柱化の日)

国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設ける。

- 2・無電柱化の日は、11月10日とする。
- 3・国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。